

<p>ない事情として想定される理由 ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え</p>	<p>して想定される理由 ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替</p>				
		<p>・調達件数の多い区分(※)内の一者応札数割合 (※区分:「試験機器関連」「情報システム関連」「庁舎維持関連」等の調達における業務内容による区分のこと。当該年度に達成すべき区分とその水準は独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画にて設定。) 以下、平成28年度調達等合理化計画の指標を記載 以下の取り組みの結果、事務補</p>	<p>●調達等合理化計画の実行による契約の適正化のための取組 平成28年度調達等合理化計画については、契約監視委員会(平成28年6月21日)における了承を経て公表した(平成28年6月28日)。主な取組は以下のとおり。 ①一者応札・応募の減少のための取組 調達等合理化計画に基づき、一者応札・応募の減少のために以下の取組を継続的に実施した。 ・すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のホームページ公開等による情報提供の充実 ・機構ホームページから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪などの複数拠点での同時入札説明会及び入札の実施など入札参加者の利便性の向上 ・応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格(ランク)の緩和 ・入札不参加事業者への聞き取り調査による改善策の検討 ・随意契約にできる事由を規定化し、契約審査委員会による随意契約可否の審査基準を明確化することで、随意契約の公募への移行(競争入札等への移行)促進を継続 また、調達件数の多い「労働者派遣」に関する調達について、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和するとともに、応札者が長期的観点から人材を確保しやすくするために複数年契約とすることにより、平成28年度の調達における「労働者派遣」の一者応札・応募の件数を53件中19件(件数割合35.8%(前年度64.8%))とすることができ、公正かつ適正な調達手続きを実施したことで機構の信頼性を維持した。</p>	<p>調達件数の多い「派遣労働者」における調達において、平成29年3月末時点での調達における一者応札応募の件数は19件であり、平成27年度と比較し、一者応札を削減することができ(29.0%減)、機構の信頼性を維持することができた。</p>	

	<p>助等派遣契約の一者応札件数割合を減少させると共に、専門性が高い派遣契約の資格要件等を検討して一者応札・応募の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に支障の無い限り、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和する。 ・複数年契約の検討により、応札者が長期的観点から人材を確保して応札しやすい環境を図る。 			
	<p>契約審査委員会において、光熱水料等長期継続契約を除く全ての随意契約を審査する。</p> <p>不祥事の発生未然防止・再発防止のための取り組みの検討・実施結果</p>	<p>②調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>光熱水料等長期継続契約を除き、全ての随意契約について契約審査委員会での審査を実施し(延べ 21 件)、新たな随意契約の適正性について確認を行ったことで、公正かつ適正な調達手続きを実施し、機構の信頼性を維持した。</p> <p>契約に関連する不祥事の発生の未然防止のための取組として、調達マニュアルを改訂するとともに、新規採用職員研修、新任専門官研修、既任管理職研修において研修を実施したほか、契約担当者会議や会計担当者会議を行い、周知を図った。加えて、各支所の会計担当部署の担当者から直接ヒアリングを行うことにより明らかになった不明点等を踏まえ、効率的、効果的な情報共有を図った。</p> <p>また、その他契約履行品質の向上及び契約の適正性・透明性確保のための以下の</p>	<p>平成 28 年度における長期継続契約を除く随意契約の件数は延べ 21 件であり、全ての案件において契約審査委員会での審査を実施し、公正かつ適正な調達手続きをしたことで機構の信頼性を維持することができた。</p>	

			<p>取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての役務調達において総合評価落札方式を採用可能とし、技術的要素を重視した契約の推進 ・工事、製造及び役務調達における入札価格が予定価格の 6 割以下であった場合に、入札事業者が履行することが可能かどうかを判断するための資料を提出させて調査する低入札価格調査制度の活用 ・随意契約の事由に該当するケースの明確化や契約手続き漏れ防止策等の見直しを行い、関連する規程等の改正 ・監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会における一者応札・応募の点検、二年連続一者応札・応募の点検及び点検結果のホームページでの公表、公益法人との契約及び会費等の支出の点検の実施と、四半期ごとの点検結果のホームページでの公表 ・監事監査による随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての監視 ・環境配慮契約法に基づいた適正な契約を実施するための、環境報告書の作成・公表等環境配慮への取組等の要件を付した競争入札(廃棄物処理契約)や二酸化炭素排出係数等の要件を付した競争入札(電力供給契約)の実施による、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施 	
	<p>IV. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額 : 2,100,000,000 円 ・想定される理由: 運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え 	<p>IV. 短期借入金の限度額</p> <p>平成 28 年度において短期借入の実績無し。</p>	<p>IV. 評定: -</p>	
	<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関</p>	<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>平成 28 年度において該当する事案無し。</p>	<p>V. 評定: -</p>	